

平成26年度 中小企業者に関する 国等の契約の方針

国は、官公需における中小企業者・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、「平成26年度中小企業者に関する国等の契約の方針」を6月27日に閣議決定しました。

今年度の方針では、より一層中小企業への配慮を推し進める観点から、中小企業・小規模事業者向け契約目標額を4兆3,744億円（昨年度比1,842億円増）、同契約目標率を、過去最高の56.7%（昨年比0.1%増）としています。

また、今年度の方針では、新たに以下の措置を講じます。

（1）創業10年以内の中小企業・小規模事業者の参入への配慮措置

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のため新たな措置

	平成25年度実績	平成26年度目標
官公需総額	7兆9,615億円	7兆7,204億円
中小企業・小規模事業者向け契約金額	4兆2,779億円	4兆3,744億円
中小企業・小規模事業者向け契約金比率	53.7% (+0.2%)	56.7% (+0.1%)

中小企業・小規模事業者向け契約目標比率は、56.7%（対前年度比0.1%増）で過去最高。

中小企業・小規模事業者向けの契約実績・目標

- ▼ 現行の少額随意契約の範囲内（商品の購入160万円以内）で、創業10年以内の中小企業・小規模事業者から新商品・新サービスの到達に努めることなどにより、受注機会の増大を図る。
- ▼（2）小規模事業者の振興
小規模事業者が必要とする官公需情報を新着情報の形で、より迅速的確に入手できるようにするため、新官公需情報ポータルサイトシステムの開発を行う。
- ▼ 小規模振興基本法制定及び小規模支援法改正法を踏まえ、商工会・商工会議所等の支援機関と連携し、小規模事業者の経営課題解決に沿った的確な官公需情報の提供を図る。
- ▼（3）消費税の適正な転嫁及びダンピング対策の強化
消費税率の引き上げを踏まえ、消費税率引き上げ分の予定価格への反映、消費税率引き上げ前に契約をした年度を跨ぐ役務契約に対して適正な対応を行うなど、特措法などの関係法令を遵守する。
- ▼ ダンピング対策の強化として、公共工事の入札の際に入札金額の内訳書の提出を求める。